

岩手県告示第502号

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第14条第1項の規定に基づき、県税に関する申告等の期限の延長（平成23年岩手県告示第215号）において別に告示で定めることとされている期日のうち、県内の市町村（宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町及び下閉伊郡山田町を除く。）の区域内に住所、主たる事務所、事業所等を有する納税者又は特別徴収義務者に係る法人の県民税、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割並びに法人及び個人の事業税に係るもの（個人の事業税にあつては、申告に係るものに限る。）については、申告等の期限が平成23年3月11日から同年9月29日までの間に到来するものについて、同月30日とする。

平成23年8月12日

岩手県知事 達 増 拓 也